人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年十月一日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一六―〇―五九

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の3中「うるし」の下に「、テレビン油」を加え、同表第七号の12中「11」を「14」に改め、同号中12を15とし、11を14とし、10を13とし、13の前に次のように加える。

11　一・二―ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

12　ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

別表第一第七号中9を10とし、6から8までを7から9までとし、5の次に次のように加える。

6　ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

附　則

この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。